

令和7年8月1日 制定（国空安政第963号）

国土交通省航空局安全部安全政策課長

## 航空法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う航空運航整備士の資格の 再受験に関する取扱い

### 1. 目的

航空法施行規則の一部を改正する省令（令和7年国土交通省令第65号。以下「改正省令」という。）により、航空運航整備士が航空機の整備後の確認を行うことができる軽微な修理の範囲が拡大された。

当該改正に関し、改正省令の附則第4条、第5条及び第8条の規定に該当する者が航空機の整備後の確認を行うことができる軽微な修理の範囲は、引き続き、改正省令による改正前の航空法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する軽微な修理となる。

また、改正省令の附則第12条の規定により、改正省令の施行日（令和8年4月1日）以後に申請される航空運航整備士の資格についての技能証明に係る試験については、航空法施行規則（以下「規則」という。）第49条の規定を準用し、既得の技能証明に係る試験の科目と同一のものであつて国土交通大臣が同等又はそれ以上と認めたものについては、免除することとされている。

本通達は、改正省令の附則第4条、第5条及び第8条の規定に該当する者が改正省令の施行日以後に航空運航整備士の資格を再受験する場合の免除科目等の取扱いを定めることを目的とする。

### 2. 適用

本通達は、改正省令の附則第4条、第5条及び第8条の規定に該当する以下の①～④に掲げる者が、改正省令の施行日以降に、現に有する航空運航整備士の資格と同じ資格の技能証明を規則第42条第1項の規定により申請する場合に適用する。

注：一等航空運航整備士と二等航空運航整備士の資格は別であり、二等航空運航整備士の資格保有者が一等航空運航整備士の資格の技能証明に係る試験を受ける場合等については適用しない。

- ① 改正省令の施行日において航空運航整備士の資格を有している者
- ② 改正省令の施行日前に航空運航整備士の資格の技能証明に係る実地試験に合格し、改正省令の施行日以降に航空運航整備士の資格の技能証明を受ける者
- ③ 改正省令の施行日前に指定養成施設の課程（航空運航整備士に係るものに限る。以下同じ。）を修了しており、課程の修了日から1年を経過するまでの間に、旧規則の規定に基づく実地試験を受けて合格し又は航空法第29条第4項の規定により旧規則

の規定に基づく実地試験が全部免除され、航空運航整備士の資格の技能証明を受ける者

- ④ 改正省令施行の前日において指定養成施設の課程に属しており、改正省令の施行日から2年を経過するまでの間に当該課程を修了して航空運航整備士の資格についての技能証明を申請し、旧規則の規定に基づく実地試験を受けて合格し又は航空法第29条第4項の規定により当該実地試験が全部免除され、航空運航整備士の資格の技能証明を受ける者

### 3. 試験の取扱い

改正省令の附則第12条の規定により準用する規則第49条の規定に基づき、学科試験及び実地試験の取扱いは以下のとおりとする。

#### (1) 学科試験

全ての科目を免除とする。

#### (2) 実地試験

「基本技術」及び「航空機の日常点検作業」を免除し、その他の科目（「整備に必要な知識」、「整備に必要な技術」及び「動力装置の操作」）について、「航空整備士実地試験要領（平成18年5月31日付け国空乗第80号）」に従って実機等による試験を行う。

### 4. 申請方法

「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領（昭和51年4月26日付け空乗第248号）」の「III 申請書類 技能証明申請」の「3. 実地試験のみ受験する必要がある者」の規定に従って必要な申請書類を提出すること。

なお、本通達に基づく資格の再受験に係る手続きが通常と異なることから、事前に以下の航空局担当者に連絡すること。

#### (1) 一等航空運航整備士（飛行機）の場合

国土交通省航空局安全部安全政策課乗員政策室 特定技能企画係

電話番号：03-5253-8738

#### (2) 一等航空運航整備士（回転翼航空機）及び二等航空運航整備士の場合

実地試験の受験希望地に応じ、当該地を管轄区域とする地方航空局（以下のいずれか）に連絡すること。

##### ① 東京航空局保安部運航課 検査乗員係

電話番号：03-5275-9321

##### ② 大阪航空局保安部運航課 検査乗員係

電話番号：06-6937-2781

### 5. その他

本通達に基づく再受験に合格した者が航空運航整備士の資格の技能証明を受けるに当たっては、登録免許税法（昭和42年法律第35号）の規定による登録免許税の納付が必要である。

## 附 則

1. 本通達は、令和8年4月1日から適用する。